

東久留米市立児童館指定管理者の指定について

市では、東久留米市立児童館の指定管理者について、指定管理者選定委員会の審査により、指定管理者の候補者を選定していましたが、令和4年12月21日の市議会の議決を経て、指定管理者と指定しましたので、お知らせします。

1 指定管理者を設置する施設

- (1) 東久留米市立子どもセンターあおぞら
- (2) 東久留米市立中央児童館

2 指定管理者優先交渉権者の名称等

名 称 株式会社明日葉

代表者 代表取締役 大隈 太嘉志

所在地 東京都港区芝4丁目13番3号PMO田町東10F

3 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

詳しくは、子ども家庭部児童青少年課児童青少年係 電話 042-470-7735へ。